

法人事業税における外形標準課税について

平成16年4月1日以後開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人を対象に、県税である法人事業税に外形標準課税が導入されています。

外形標準課税の対象となる法人

事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人が対象となります。

- 期中の減資等により資本金の額又は出資金の額が1億円以下となった場合には、対象となりません。
- 社会福祉法人などの公益法人や、協同組合、医療法人などの特別法人は、対象となりません。
- 収入金額課税法人は、収入割が課される事業については、対象となりません。

大分県における外形標準課税対象法人の法人事業税の税率

割区分	課 税 標 準	税 率(※)	
所得割	・ 所得が年400万円以下の金額	3.8%	(1.5%)
	・ 所得が年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5%	(2.2%)
	・ 所得が年800万円を超える金額又は清算所得 ・ 軽減税率不適用法人(※)	7.2%	(2.9%)
付加 価値割	・ 付加価値額 (=報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料±単年度損益)	0.48%	
資本割	・ 資本金等の額(※)	0.2%	

※()内の税率は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。

※「軽減税率不適用法人」とは、事業年度終了の日において、3以上の都道府県で事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいいます。

※「資本金等の額」とは、法人税法に定める資本金等の額又は連結個別資本金等の額をいいます。

※清算中の法人は、資本金等の額が0とみなされ、資本割は課税されません。

外形標準課税の申告に必要な書類

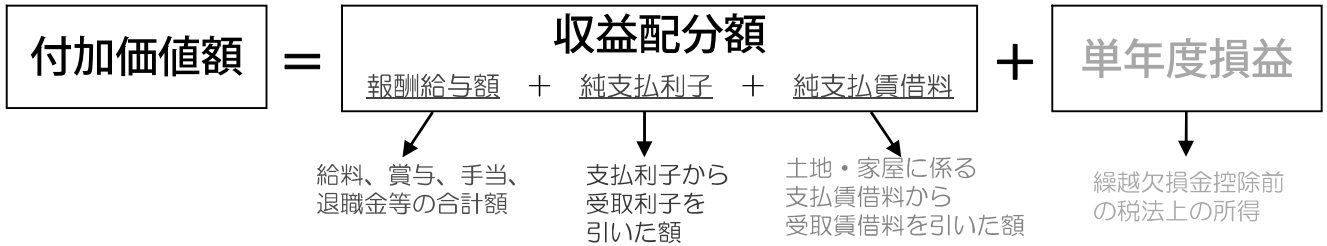
外形標準課税が適用される法人については、法人事業税の申告納付の際に以下の書類を添付してください。

書類の名称	様式番号	大分県内に 本社のある法人	大分県外に 本社のある法人
付加価値額及び資本金等の額の計算書	第6号様式別表5の2	必須	必須
付加価値額に関する計算書	第6号様式別表5の2の2	該当する場合のみ	該当する場合のみ
資本金等の額に関する計算書	第6号様式別表5の2の3	該当する場合のみ	該当する場合のみ
特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	第6号様式別表5の2の4	該当する場合のみ	該当する場合のみ
報酬給与額に関する明細書	第6号様式別表5の3	必須	提出不要
労働者派遣に関する明細書	第6号様式別表5の3の2	該当する場合のみ	提出不要
純支払利子に関する明細書	第6号様式別表5の4	必須	提出不要
純支払賃借料に関する明細書	第6号様式別表5の5	必須	提出不要
貸借対照表・損益計算書		必須	必須

* 期中の増減資等により外形標準課税の適用の有無に変更があった場合には、大分県税事務所までご連絡ください。

① 付加価値割のしくみ

$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 0.48\%$$

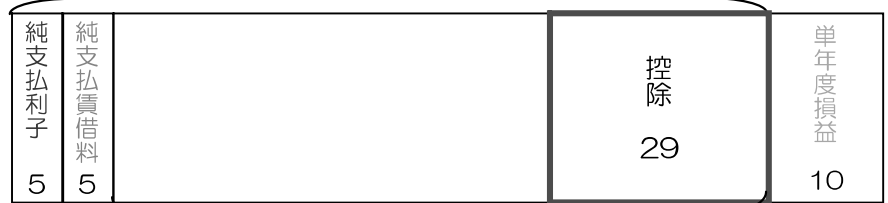


単年度損益がマイナスの場合には収益配分額から欠損金額を控除

(課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠)

(例) 収益配分額 = 130

※ 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。



報酬給与額 = 120

付加価値額 = 111

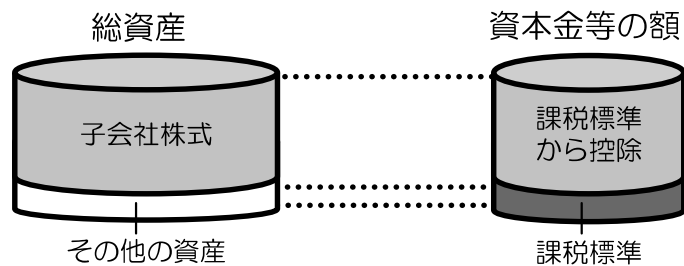
= 収益配分額(130) + 単年度損益(10) - 雇用安定控除額(29)

② 資本割のしくみ

$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$



※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合を課税標準から控除。



※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。

